



介護保険制度を利用した住宅の改修工事について

お風呂や玄関に手すりが欲しい、部屋の敷居が高く上るのが大変…と思ったことはありませんか？

玄関やお風呂への手すりの取り付けや、段差解消工事などの住宅の改修工事は条件によっては介護保険制度で1回に限り、最大20万円までの補助を受けることができます。

1. 要介護認定を受ける

補助を受けるための条件として要支援1～要介護5までの要介護認定を受ける必要があります。要介護認定の申請については、熊谷市役所の長寿いきがい課や地域包括支援センターなどにご相談ください。

2. 相談

工事は工務店などにお問い合わせの事もできますが、着工する前に事前の申請手続きが必要です。一度着工してしまうと後から補助を受けることは出来ません。工事をお考えの場合は地域包括支援センターや、担当のケアマネジャーにご相談ください。

3. 事前申請手続き

申請手続きには申請書、工事の見積書や着工前の写真、ケアマネジャー等が作成する住宅改修が必要な理由書などが必要になります。申請手続きは大里広域市町村圏組合（曙町）で行います。

4. 着工・支払い

大里広域市町村圏組合より着工の許可が下りてから着工します。改修費用については一度全額を支払います。



5. 事後申請手続き

大里広域市町村圏組合で領収書や、工事完了後の写真、工事費用の内訳書などを提出します。

6. 払い戻し

介護保険の対象と認められると20万円を上限として、所得に応じて7～9割が支給されます。20万円を超える金額や介護保険の対象外の工事箇所は全額自己負担となります。施工業者によっては工事費用の1～3割を業者に支払い、残りの7～9割を業者が保険者から受領する制度を使うことができます。

手すりなどはレンタルで簡単に設置することができ、比較的安価に利用できるものもあります。詳しくは市役所長寿いきがい課や担当のケアマネジャー、地域包括支援センターにご相談ください。

感染症対策を行っていますか？



昨年11月頃より、新型コロナウイルスの感染者が全国で大幅に増加しています。この時期は新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザウイルスやノロウイルスなど他の感染症にも気をつけなくてはなりません。感染を防ぐためにはどのようなことに気を付ければ良いかをお伝えします。

・こまめな手洗い・うがい

ウイルスは手につくことが多く、その手で鼻や口等を触ることで感染します。外出後や食事の前、トイレの後には必ず石けんで手洗いをし、消毒液がある場合は手の消毒も行いましょう。

・マスクの着用

マスクは必ず鼻と口を覆うようにし、針金が付いている場合は針金を鼻の形に合わせるようにしましょう。鼻が出ているとウイルスが入りやすくなるだけでなく、飛沫を飛ばしてしまう原因となります。また、マスクは一度着用したらフィルター部分を触らないように気を付けるようにしましょう。

・水分補給

乾燥することでウイルスや細菌を外に送り出す組織の働きが弱くなります。冬場は水分を控えがちになりますが、喉が渇く前に1時間に1回ぐらいの間隔でこまめに水分をとるようにしましょう。

・栄養補給、睡眠

たんぱく質（肉、魚）、ビタミンA（緑黄色野菜）、ビタミンC（柑橘類）、ビタミン・（キノコ）、乳酸菌（発酵食品）等の栄養をバランスよく摂ることで、体の免疫能力を高めます。睡眠も十分取るようにしましょう。

・予防接種

インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンなどの予防接種は早めに行うようにしましょう。

・もし新型コロナウイルスに感染してしまったと思ったら…

埼玉県受診・相談センター（048-762-8026）に相談をしましょう。

かかりつけの病院を受診する時も、発熱や咳、くしゃみなどの風邪症状がある時は事前に電話で相談をしましょう。



発行 大里広域地域包括支援センター玉の緒
〒360-0002 熊谷市大塚179-2

TEL 048-525-5621（直通）
048-527-3555（時間外）

Eメール tamanoo-sien@silk.ocn.ne.jp

※時間外や休日でもお電話でのご相談は可能です。
（相談の費用は無料です。秘密は厳守します。）

担当地域（熊谷北東部）

箱田、肥塚、上之の一部、池上、上川上、下川上、
中央、上中条、中西の一部、今井、大塚、小曾根